

道州制に向けた道から市町村への
事務・権限移譲方針

(素 案)

平成 1 7 年 2 月

北海道企画振興部

目 次

1	方針の目的	-----
2	道州制下における市町村、道州、国の役割分担	-----
	(1) 基本的な考え方	-----
	(2) 役割分担の具体的な考え方	-----
	ア 市町村の役割	-----
	イ 道州の役割	-----
	ウ 国の役割	-----
	(3) 役割を担うために必要な権限についての留意事項	-----
3	道から市町村への移譲対象となる事務・権限	-----
	(1) 基本的な考え方	-----
	(2) 事務・権限の区分	-----
	(3) 事務・権限の移譲先	-----
4	道から市町村への事務・権限の移譲の進め方	-----
	(1) 基本的な考え方	-----
	(2) 事務・権限の移譲の進め方	-----
5	移譲にあたっての措置	-----
	(1) 財政的措置	-----
	(2) 人的措置	-----
	(3) 適正な事務処理の確保に係る支援措置	-----
6	事務処理特例条例により移譲する場合の手続き	-----
	(1) 移譲事務の具体的な検討	-----
	(2) 特例条例の制定改廃に係る市町村との協議	-----
7	今後のスケジュール	-----
	< 参考 > 「移譲方針」策定の経過	-----

1 方針の目的

地方分権の流れを一層確かなものとし、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会を構築していくため、北海道は道州制を目指した取り組みを進めている。

道州制を実現するに当たっては、国と地方自治体の役割分担を大きく見直し、国から地方自治体への大幅な権限・財源の移譲を図ることが必要となるが、その際には、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、事務の内容・性質等から市町村が担うことに適さないものを道や国が担うといういわゆる補完性の原理を基本とすることが適当である。

こうした役割分担の考え方を踏まえて、道から市町村への事務・権限の移譲を進めることは、道州制が目指す地域主権型社会に向けて着実な歩みを進めるものとなり、住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながる。

こうした考え方に立って、この度、道が現在担っている事務・権限のうち、道州制の下において、市町村が担うべきと考えられるものを明らかにした。

道としては、市町村がこれらの事務を自ら担う道州制の実現に向けて、本方針に基づき、道から市町村への事務・権限の移譲を推進する。

2 道州制下における市町村、道州、国の役割分担

将来の道州制において市町村、道州、国それぞれの役割については、次のようなものであると考えられる。

(1) 基本的な考え方

ア 市町村（基礎自治体）は、地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担う。

イ 道州（広域自治体）は、全道的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、補完事務の3点に限定し、産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担う。

ウ 国は、外交や安全保障など国家として本来果たすべきことなどにその役割を限定する。

(2) 役割分担の具体的な考え方

上記(1)の基本的な考え方に沿って具体的な役割を例示すると次のとおりである。

(例示であり、すべての事務や分野を列挙したものではない。)

ア 市町村の役割 (例示)

福祉・保健・医療サービス

- ・高齢者福祉
- ・障害者福祉
- ・子育て支援
- ・健康づくり
- ・感染症予防
- ・衛生管理
- ・食品衛生
- ・地域医療の確保 等

教育・文化

- ・公立幼稚園、小中学校の設置
- ・地域芸能活動や社会教育活動支援 等

産業・雇用

- ・地域産業の振興
- ・商店街振興
- ・農山漁村振興
- ・集落規模の農業生産基盤整備 等

環境保全

- ・廃棄物対策
- ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音等対策
- ・自然環境の保護・保全
- ・鳥獣保護 等

まちづくり

- ・生活道路
- ・公園
- ・上下水道
- ・都市計画
- ・土地利用調整
- ・地域交通の確保
- ・農村生活環境整備 等

国土保全・防災

- ・地域限定的な治山、治水
- ・消防・防災・災害対応 等

イ 道州の役割（例示）

施策の効果が基礎自治体の境を超える面が大きいもの

- ・広域的な利用又は便益を目的とするネットワーク型の社会資本（広域道路・広域的な農林水産業基盤整備等）
- ・広域的な治山・治水
- ・国定公園等の自然公園
- ・全道規模の交通政策 等

道州全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの

- ・広域的な産業政策
- ・職業能力開発
- ・雇用政策
- ・高度、専門的な試験・研究
- ・広域的、専門的な学校教育
- ・全道の文化、スポーツの振興
- ・高度医療の確保
- ・高度な感染症対策
- ・災害対応支援 等

ウ 国の役割（例示）

国として国際的に対処することが必要なもの

- ・安全保障、テロ対策
- ・外交、通商
- ・出入国管理、税関、検疫 等

地域ごとに制度が異なっては国民に不便をもたらしかねないもの

- ・刑法、司法制度、警察
- ・民法や商法等の私法制度、特許や著作権、通貨
- ・基本的な教育制度や全国的な基準
- ・医師等の一定業種の資格制度 等

日本国民として最低限保障されるべき生活を保つための現金支給や公的な保険の運営に関すること

- ・公的年金、失業保険 等

安全確保に関する最低基準を国が定めることが必要なもの

- ・薬や食品に関する最低基準
- ・伝染病や感染症対策に関する最低基準
- ・航空、船舶、自動車や建築物等に関する最低基準 等

施策の効果が道州の境を超える面が大きいもの

- ・金融
- ・電波、通信、放送
- ・気象 等

国全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの

- ・高度・専門的な分野に関する研究、科学技術振興
- ・新幹線、高速道路などの骨格的・基幹的な交通基盤施設
- ・資源、エネルギーの開発、確保
- ・高度・専門的な学術・文化の振興
- ・災害対応支援

等

分野別の一覧は、別表 1 を参照。（*別表 1 は、調整中）

（ 3 ）役割を担うために必要な権限についての留意事項

道州制の下では、単に道州や市町村の役割・権限を増やしても、国が決めた制度や基準に従ってしか事務を執行できないということでは、できる限り住民に身近なところで行政に関する決定を行っていることにならないことから、道州や市町村は、自らの役割とされることについては、制度の企画立案、制度設計等が行えるようにすることが必要である。

3 道から市町村への移譲対象となる事務・権限

（ 1 ）基本的な考え方

道州制の下における役割分担の考え方を基本に、現在の道の事務・権限を、道州が行うべきものと市町村が行うべきものとに分類し、市町村が行うべきものと考えられるものについては、できる限り市町村への移譲対象となる事務・権限とする。

この考え方に沿って、道が現在所掌する事務約 2,500 件の「事務事業」= 予算を伴うものとして予算書で整理されているものと、約 4,000 条項の「権限」= 法令に基づき道の権限とされているものを分類した結果、補助事業や内部事務を除いた直営事業から 194 件、権限で 2,034 条項を市町村への移譲対象とする。

（ 2 ）事務・権限の区分

市町村への移譲対象となる事務・権限については、道内の全ての市町村において現在の行政体制のまま移譲ができるもの、専門的な知識を有する職員の確保や市制施行など移譲に当たって受入体制等の条件整備が必要なもの、また、現行法制度上の制約により、国による法令や制度改正が必要なものもことから、移譲対象事務・権限は次の 3 つに区分する。

A：特段の条件がないもの

B：受入体制等の条件整備が必要なもの

C：法制度等の改正が必要なもの

移譲対象となる事務事業及び権限数の分野別内訳

(* 詳細は調整中)

(3) 事務・権限の移譲先

移譲先は原則として市町村とする。(広域連合を含む。)

4 道から市町村への事務・権限の移譲の進め方

(1) 基本的な考え方

移譲にあたっての最小基本単位

市町村が、地域における総合的な行政主体として、保健・医療、福祉、まちづくりなどの地域の暮らしや産業振興など住民に身近な行政サービスを効果的・効率的に担っていくためには、移譲される事務・権限は、一定程度完結したまとまりであることが望ましい。

このため、道から市町村への事務・権限の移譲に際しては、同一の法令における一連の権限を移譲にあたっての「最小基本単位」とする。

例えば、「社会福祉法人の設立認可等に関する事務」については、権限として、a.社会福祉法人の定款の認可、b.定款の変更、c.指導監督、d.事業の停止命令などがあるが、これらの権限を個別に判断して移譲するのではなく、住民の利便性、事務の効率性の観点から、このa.~d.を不離一体のものとして移譲する。

(例) 社会福祉法人の設立認可等に関する事務

児童扶養手当の認定等に関する事務

高圧ガスの製造等に関する事務

農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務

関連する複数の事務を包括化(パッケージ化)して移譲

関連する複数の最小基本単位を一括して移譲することにより、住民の利便性の向上や市町村における効率的な行政サービスの提供がより可能となる場合は、これらの関連する最小基本単位を包括した「包括単位(パッケージ)」ごとに移譲を行う。

例えば、まちづくりに関する事務については、建築に関する専門的知識を有する職員の配置が必要となることから、建築主事の配置に関連する複数の事務を包括して移譲する。

(例) まちづくりに関する複数の事務

(建築主事の配置に関連する一連の事務)

・北海道福祉のまちづくり条例における公共的施設の整備等に関する事務

- ・ 建築基準法における建築確認（変更確認）に関する事務 等

包括化の例外的取扱い

市町村からの求めがある場合は、効率性を著しく妨げない範囲で包括単位のなかの最小基本単位で移譲することができる。

（２）事務・権限の移譲の進め方

市町村の同意

移譲に当たっては、市町村と十分協議し、同意を得たうえで行うものとする。

条件別の移譲の進め方

ア Aに分類され特段の条件がない事務については、早期に全市町村に対して移譲が行われるよう努める。

イ Bに分類される条件整備が必要な事務についても、すでに条件を満たしている市町村に対しては、早期に移譲が行われるよう努める。また、条件を満たしていない市町村においても必要な条件整備が進むよう、道として必要な協力を行う。

ウ Cに分類されるものについては、現時点では移譲ができないことから当面の移譲対象とはしないが、今後、道州制特区活用を含めて、必要な検討や国に対する働きかけ等を行い、移譲が可能となり次第、A又はBに位置づけを変更して取り組む。

この場合においても、市町村からの求めがあるものについては、優先的に対応を進める。

市町村の規模に応じた移譲の推進

上記による移譲を進めるほか、市町村、特例市、中核市、政令市など市町村の規模によって、道として移譲を推奨する事務・権限について市町村規模別の包括単位を提示して移譲の促進に努める。

中核市、特例市、市等への移行に伴っての移譲の推進

上記の包括単位の中に中核市、特例市、市等への移行に伴い法令上市町村に自動的に移譲される事務・権限を含む場合は、移行に伴って包括単位ごとの移譲が行われるように努める。

市町村の行政体制整備の推進

道州制に向けて、市町村がその役割を十分に果たすことができるよう、市町村の行政体制整備を推進する。

5 移譲にあたっての措置

(1) 財政的措置

権限事務が法定移譲される場合

合併等により、町村から市に、市等から特例市に、特例市等から中核市に、中核市等から政令市に移行する場合や、建築主事など法令上で定める有資格者を設置する場合は、法令に基づく権限事務の移譲が行われるため、その内容に応じて地方交付税算定の対象となり、地方財政措置がなされる。

条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）による権限移譲の場合

「北海道権限移譲事務交付金要綱」に基づき、原則として、移譲される権限事務の項目ごとに、事務処理に要する時間に応じた人件費、旅費、諸経費から積算した事務処理1件当たりの単価に、前年度の事務処理件数を乗じた金額を交付する。

なお、市町村等が手数料を徴する事務については、移譲事務の項目ごとの1件当たりの手数料が、上記の単価を下回る場合には、その差額に処理件数を乗じて得た額を交付し、上記の単価を上回る場合には交付しない。

「交付金額」＝「事務の項目ごとの1件当たりの単価」()
×「前年度の事務処理件数」

「事務の項目ごとの1件当たりの単価」
＝「人件費（事務処理に要する時間×人件費単価*1）」
＋「旅費」＋「諸経費*2」

*1 人件費単価

（ 北海道職員一般行政職の所定の給料号俸をもとに、
直近の市町村決算統計における人件費（各種手当等
を含む。）を踏まえて算定 ）

*2 諸経費

（ 消耗品費、通信費等を見込んだ事務処理1件当たり
の単価を設定 ）

また、権限移譲事務の性質により、上記の算定方式によることのできない場合は、別途、権限移譲事務の性質に応じた適正な単価を設定し、交付する。

ただし、事務の項目ごとの権限移譲事務交付金は、現在、道が当該事務・権限の実施に当たって用いている人件費、旅費、諸経費の総額を、措置総額の上限とする。

なお、交付金額は関係市町村との協議を経て、特例条例の道議

会議決後、事務の移譲前に決定する。

(詳細については、「北海道権限移譲事務交付金要綱」による。)

権限移譲交付金の算定基礎や交付の仕組みについては、市町村における事務処理の実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

(2) 人的措置

事務・権限の移譲に伴い必要となる人員の確保・育成については、上記(1)の財政的措置が人件費を含むものであることから、市町村自らが組織体制を整備し、必要な人材を措置することが原則となる。ただし、市町村から地方自治法第252条の17の規定に基づく道職員の派遣について求めがあるときは、事前に調整・協議した上で対応する。

また、移譲される事務・権限の処理に市町村職員が習熟するための研修、訓練等を行うことが必要な場合は、市町村職員を研修員として受け入れることにより対応する。

(3) 適正な事務処理の確保に係る支援措置 (* 詳細は調整中)

説明会等の実施又は文書による事務内容の説明

事務処理マニュアル等の作成

条例、規則等の整備に係る助言

移譲事務の処理に係る協力

～市町村からの相談等には、移譲後においても適切に対応する。

(適正な事務処理の方法等について、個別指導の要請に対し、必要な範囲で対応する など)

6 事務処理特例条例により移譲する場合の手続き (* 詳細は調整中)

(1) 移譲事務の具体的な検討

< 移譲事務の具体的な検討の流れ >

事 務 の 内 容	時 期
道、市町村に移譲要望について照会	* H17 並びに H18以降 について 調整中
市町村、移譲要望を道に提出	
道及び市町村、移譲要望事務(道提案事務を含む。)について検討・協議	
移譲予定事務(翌年4月移譲予定事務)決定	
移譲予定事務について、関係市町村と事前協議	1 1 月
地方自治法に基づく関係市町村との協議 (* 教育委員会の権限に属する事務については、 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に 基づき協議)	
特例条例案提案(第4回定例道議会)	1 2 月
事務の移譲	翌年4月

- (2) 特例条例の制定改廃に係る市町村との協議（＊詳細は調整中）
市町村の同意
地方自治法に基づく協議に先立つ事前協議

7 今後のスケジュール （＊詳細は調整中）

平成17年度から、市町村との個別の移譲協議を進め、早ければ平成18年度当初から移譲が可能となるよう努める。実際の移譲時期等については、市町村の意向に応じて柔軟に対応する。

移譲を行った事務・権限については、おおむね移譲後3年を目途に、移譲による効果や課題等を把握するフォローアップを行う。

「事務・権限移譲リスト」は、必要に応じて随時見直しを図る。

本方針についても、市町村合併の状況や移譲の進展状況、フォローアップの結果等を踏まえて適宜見直しを行う。

< 具体のスケジュール > （＊ H16 以降の年次表は、調整中。）

< 参考 > 「移譲方針」策定の経過 （＊経過は、調整中。）

1 分野

区分	分野
人的措置	市町村の求めに応じて調整・協議
財源的措置	北海道権限移譲事務交付金要綱に基づき交付
主な概要	

< 法 >

の新設の届出等に関する事務		現在の道の担当部課		部	課
根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考
第*条第*項	新設の届出の受理	支庁	31	専門的知識を有する職員を確保できる市町村を対象とする。	法律上指定都市、中核市及び特例市の事務となっている。
第*条第*項	新設の届出の公告・縦覧	支庁	31		
第*条第*項	変更の届出の受理	支庁	46		
第*条第*項	変更の届出の公告・縦覧	支庁	46		
第*条第*項	廃止の届出の受理	支庁	5		
第*条第*項	廃止の届出の公告	支庁	5		
第*条第*項	市町村からの意見聴取	支庁	3		
第*条第*項	住民等からの意見書の受理	支庁	3		
第*条第*項	市町村、住民等からの意見の公告・縦覧	支庁	6		
第*条第*項	届出者に対する意見	支庁	1		
第*条第*項	届出者に対する意見の公告・縦覧	支庁	1		
第*条第*項	意見を踏まえた変更届出等の受理	支庁	1		
第*条第*項	届出者に対する勧告	支庁	0		
第*条第*項	勧告内容の公告	支庁	0		
第*条第*項	勧告を踏まえた変更届出の受理	支庁	0		
第*条第*項	勧告に従わなかった者の公表	支庁	0		
第*条第*項	承継の届出の受理	支庁	0		
第*条	関係行政機関への協力要請	支庁	0		
第*条	届出者・小売業者からの報告の聴取	支庁	0		

< 法 >

計画の認可等に関する事務		現在の道の担当部課		部	課
根拠条項	事務の内容	処分権者	処分件数	移譲に当たっての条件等	備考
第*条	計画の認可	支庁	464	専門的知識を有する職員を確保できる市町村を対象とする。	法律上指定都市、中核市及び特例市の事務となっている。
第*条	計画の変更認可	支庁	46		
第*条	認可 計画の変更命令	支庁	0		
第*条	緊急措置命令等	支庁	10		
第*条	廃止届の受理	支庁	481		
第*条	認可の取消等	支庁	0		
第*条	認可の条件	支庁	0		
第*条	報告の徴収(登録に関するものは除く)	支庁	6,000		
第*条第*項	立入検査等(登録に関するものは除く)	支庁	2,338		
第*条第*項	災害防止要請に対する措置	支庁	0		
第*条	聴聞の特例(登録に関するものは除く)	支庁	0		
第*条	不服申立の手続における意見の聴取(登録に関するものは除く)	支庁	0		
第*条	業者に対する指導等	支庁	0		

支庁制度改革に関する基本的フレーム

平成17年1月

北 海 道

「支庁制度改革に関する基本的フレーム」について

この「支庁制度改革に関する基本的フレーム」は、「支庁制度改革の取組の具体化に関する論点整理（平成16年9月作成）」や「道から市町村への事務・権限の移譲と支庁のあり方に関する論点整理（平成16年11月作成）」に係る議論などを踏まえ、今後の支庁制度改革の具体的な取組の方向性について、取りまとめたものです。

また、この「基本的フレーム」は、現行の「支庁制度改革に関する方針（平成14年11月策定）」を基本に、今後の地方分権改革の進展を踏まえながら改革の具体化を図るため、「支庁制度改革に関する方針」と「支庁制度改革の実施計画（平成15年2月策定）」に替わるものとして策定する「（仮称）支庁制度改革のプログラム」の骨格となるものです。

今後、この「基本的フレーム」をもとに市町村などの意見を伺いながら、更に検討を進め、「（仮称）支庁制度改革のプログラム」を取りまとめていきます。

目 次

1 支庁制度改革の必要性

P 1 ~ P 2

支庁を取り巻く状況	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
地方分権改革の状況	
現在の支庁の課題	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ~ P 2
支庁制度改革の趣旨	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

2 支庁制度改革の基本的考え方

P 3

基本的な考え方	・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
支庁制度改革の進め方	

3 支庁制度改革の方向性

P 4 ~ P 6

将来を見据えた新たな支庁体制の確立に向けて	・・・・・・・・ P 4
地域における効果的な道行政の展開に向けて	・・・・・・・・ P 5

4 改革の全体像

P 7 ~ P 11

地域主権型社会の実現に資する改革（過渡的改革）	・・ P 7 ~ P 10
地域主権型社会の下での改革（将来的改革）	・・・・・・・・ P 11

5 当面の支庁制度改革のスケジュール

P 12

1 支庁制度改革の必要性

支庁を取り巻く状況

明治43年に現在の支庁制度の原型が形づくられてから、約1世紀近くの年月が経過し、その間に道路・交通網の整備や情報通信技術の著しい発達、住民活動の広域化、地域人口の変化など社会・経済の状況が大きく変わってきていることや、道州制、市町村合併などの地方分権改革の進展などにより、支庁制度を取り巻く状況も大きく変化。

地方分権改革の状況

道州制に向けた取組み

現在、道では、地域主権型社会の形成に向けて道州制の推進に取り組んでおり、この取組みの中でも、道から市町村への事務・権限の移譲は、重要な施策の柱の一つとして位置づけている。このため、国、道、市町村の役割分担を明確化するとともに、「(仮称)道州制に向けた道から市町村への事務・権限の移譲方針」を策定し、これに基づき、市町村と協議が整ったものから順次移譲を実施予定。

市町村合併の進展

現行合併特例法の申請期限の平成17年3月に向けて、市町村の行財政体制強化等に向けた市町村合併の検討が本格化。引き続き平成17年4月からの合併新法により、さらに市町村合併の進展が想定される。

現在の支庁の課題

地方分権の進展等への対応についての課題

- ・ 道州制の先行実施、市町村合併など、地方分権改革の進展を踏まえた、支庁のあり方や役割などについての検討が必要。

縦割型行政システムについての課題

- ・ 地域課題への対応が縦割。
- ・ 地域における総合性の確保が必要。

本庁主導の行政についての課題

- ・ 本庁、支庁の二層構造による非効率性。
- ・ 地域課題への迅速、柔軟な対応が必要。

支庁の組織や能力開発についての課題

- ・ 支庁長が地域における道行政をより円滑・効果的に執行できるようにすることが必要。
- ・ 職員の意識改革と能力開発が一層必要。
- ・ 地域課題などに応じた対応が可能となるような柔軟な体制づくりが必要。

支庁所管区域についての課題

- ・ 交通・通信網の発達、住民の活動範囲の広域化などの変化に対応した支庁所管区域の検討が必要。
- ・ 道の様々な圏域や区域を政策的に結びつけるよう支庁所管区域の見直しが必要。

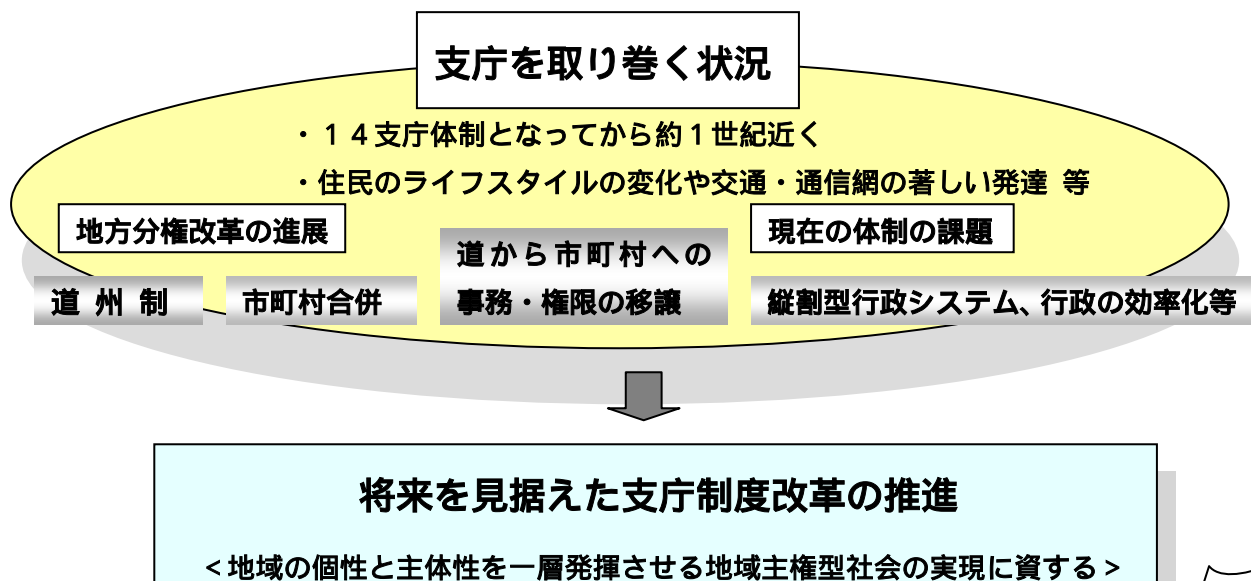
行政の効率性についての課題

- ・ 厳しい道財政の中で、行政の効率化によるコストの抑制と、新たな行政ニーズに的確に対応するための体制整備が必要。

支庁制度改革の趣旨

支庁を取り巻く環境の大きな変化、地方分権改革の進展や現在の支庁の課題を踏まえ、道州制の導入を視野に入れた将来的な支庁の姿を明らかにした上で、地域の個性と主体性を一層発揮させる地域主権型社会の実現に資するために支庁制度改革を実施。

支庁制度改革の推進



2 支庁制度改革の基本的な考え方

基本的な考え方

支庁制度改革に当たっては、地方分権の進展に伴う将来的な支庁の姿を明確にし、それに向けた取組を進めるとともに、その過渡的な取組として、市町村体制の充実の状況に応じた、地域における効果的な道行政を推進する「支庁」の確立に向けた改革が必要。なお、改革に当たっては、次の視点を踏まえる。

地方制度改革の視点

市町村合併、道州制の先行実施の取組、道から市町村への事務・権限の移譲など、現在の地方分権改革を踏まえた支庁の体制の見直し。

行財政改革の視点

現下の厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な体制の整備。
(組織のスリム化、改革全体を通して行政コストの抑制)

支庁制度改革の進め方

支庁制度改革は、地方分権の進展に伴う長期的な改革。

市町村合併などに伴う市町村の体制の充実に伴い、道(支庁)の事務・権限を市町村に移譲し、それに併せて、支庁の機能は順次縮小し、将来的には地域における最小限の道州行政の執行を担う出先機関へ移行。

市町村の体制が充実するまでの過程で、市町村への事務・権限の移譲の状況や合併の進展状況によって様々な市町村の形が想定されることから、市町村の状況などに応じた改革を実施。

【改革の全体像】

(過渡的な改革) 市町村の体制の充実が十分進んでいない段階から、市町村の体制が整うまでの間において取り組む改革

・支庁は、市町村の状況に応じた役割を担う。



(将来的な改革) 市町村の機能が充実し、市町村が地域における総合的な行政主体としての役割が十分果たせる段階における改革

・支庁は、地域における最小限の道州行政の執行を担う出先機関へ移行。

3 支庁制度改革の方向性

将来を見据えた新たな支庁体制の確立に向けて

地域主権型社会にふさわしい支庁の体制をつくるため、将来的な本庁、支庁の役割の明確化を図るとともに、それに合わせた支庁体制の整備を図る。

本庁・支庁の役割分担

< 道州制の下での役割 >

全道的に展開すべき広域的な役割を中心に、産業の振興、雇用政策、交通社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担う。

道州の本庁の役割

全道的な観点からの施策の展開や、国との調整事務などを担う。

道州の出先機関の役割

地域における最小限の道州行政の執行を担う。

< 道州制に至る過渡的な役割 >

道州制の下での道州の役割とともに、本来、市町村が担うべき事務・権限であるが、市町村の体制が十分整備されていないなどの理由によりすぐに市町村に移譲できないもの（以下「市町村へ移譲予定の事務」という。）を過渡的に担う。

本庁の役割

全道的な観点からの施策の展開や、国との調整事務などを担う。

支庁の役割

地域における道行政の執行、所管区域内調整及び市町村へ移譲予定の事務を担う。

支庁体制について

支庁の機能

- 道から市町村への事務・権限の移譲の推進を図るとともに、地域住民の利便性の向上を図るため、支庁の機能を
 - 地域における道行政の執行と所管区域内の調整機能
 - 市町村へ移譲予定の事務を過渡的に担う機能

に分けるとともに、 については地域における効果的、効率的な道行政の執行を行う観点から集約化を図る。

- ・ 市町村の体制充実に伴い地域における最小限の道州行政の執行を担う出先機関に移行する。

地域行政センター（仮称）の設置

- ・ の市町村へ移譲予定の事務を基本として担う過渡的な出先機関として、地域行政センター（仮称）を設置する。
- ・ 市町村への事務・権限移譲の進展に伴い、地域行政センター（仮称）の機能は、将来的に基礎自治体に移譲する。

支庁所管区域について

- ・ 地域における道行政の効果的、効率的な執行を行う観点から、所管区域の再編を行う。
- ・ 再編に当たっては、地域生活経済圏を基本に、圏域の状況などを検証のうえ、道行政の政策展開圏域として所管区域を設定する。
- ・ 所管区域の設定に当たっては、地域の意見や市町村合併の動向、所管支庁の変更を希望する市町村の意向などに十分配慮する。

地域における効果的な道行政の展開に向けて

地域が主体となった効果的な行政を推進する

地域課題に的確に対応するため、地域が主体となった効果的な行政を推進する。

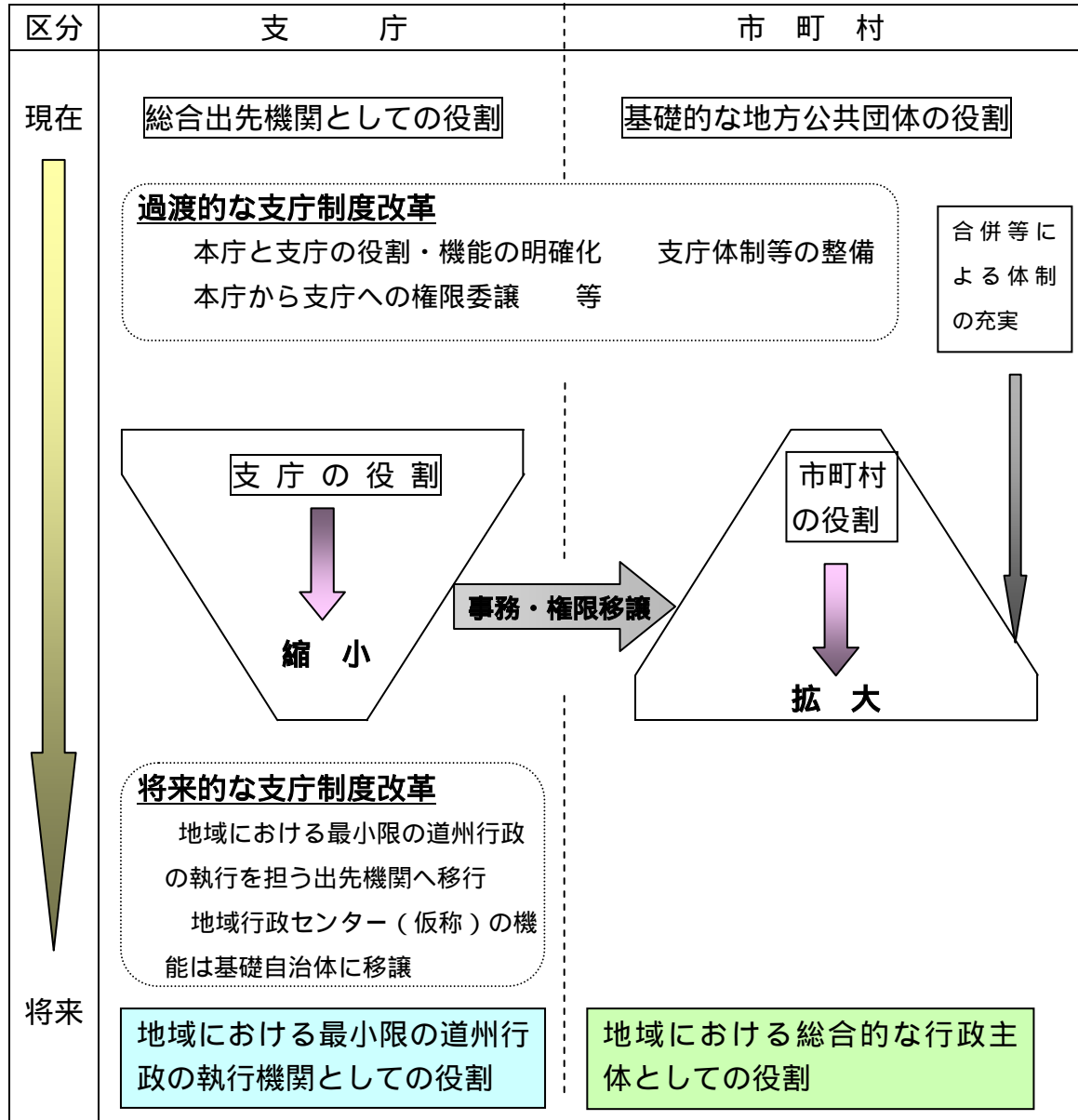
地域における政策を地域主体でつくる

- ・ 市町村の体制が充実するまでは、支庁は市町村の状況などを考慮しながら、地域と一体となって地域政策をつくり、それを実施する。
- ・ 本庁から支庁への権限委譲等を推進し、支庁が地域課題に柔軟かつ機動に対応出来るようにする。

広域的視点から地域の可能性を生かす

市町村の体制整備に向けた支援や市町村への権限移譲を進めるなど、市町村体制の拡充に向けた取組を行う。

長期的な支庁制度改革の方向



4 改革の全体像

地域主権型社会の実現に資する改革（過渡的改革）

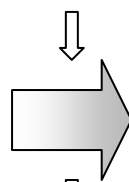
本庁の役割・機能

役割 全道的な観点からの施策の展開や、国との調整事務などを担う。

現在の機能

- ・ 広域的な政策立案
- ・ 広域的な調整、規制
- ・ 広域的な事業等の執行
- ・ 全道等を対象とする計画、基準等の策定（総合計画、条例・規則等）
- ・ 特定の地域に係るもの（性質上本庁が執行すべき事務）
- ・ 専門性の高い行政サービスの提供

国から移譲



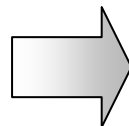
将来的な機能

- ・ 左のうち
最小限の機能

市町村等へ移譲

支庁へ委譲

- ・ 国、他都府県等との連絡調整
- ・ 道全体の内部管理
- ・ 議会对応
- ・ 上記以外で性質上本庁が担うべきもの



- ・ 一定の機能

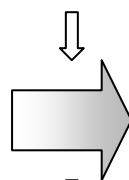
支庁の役割・機能

役割 地域における道（道州）行政の執行を担うとともに、過渡的に市町村への移譲予定の事務を担う。

現在の機能

- ・ 所管区域内の広域調整
- ・ 市町村との連絡調整・支援
- ・ 補助金関連
- ・ 各種許認可・規制等
- ・ 社会資本等の整備、維持管理
- ・ 各種団体等への指導、検査
- ・ 地域住民へのサービス（保健・福祉等）

本庁から委譲

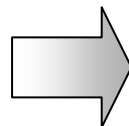


将来的な機能

- ・ 最小限の地域的な調整等
- ・ 地域的な社会資本等の整備・維持管理

市町村へ移譲

- ・ 道税関連
- ・ 支庁の内部管理
- ・ 上記以外で性質上支庁が担うべきもの



- ・ 一定の機能

支庁の体制

支庁の機能等を次の2つに区分。

支 庁（本体）

- ・ 地域における道行政の執行事務、所管区域内の調整事務を基本に担う。
- ・ 支庁機能（道行政の執行、所管区域内の調整）の集約化を踏まえ、地域における道行政が効果的・効率的に執行できる配置とする。

< 所管する主な事務 >

.....

..... (検討中)

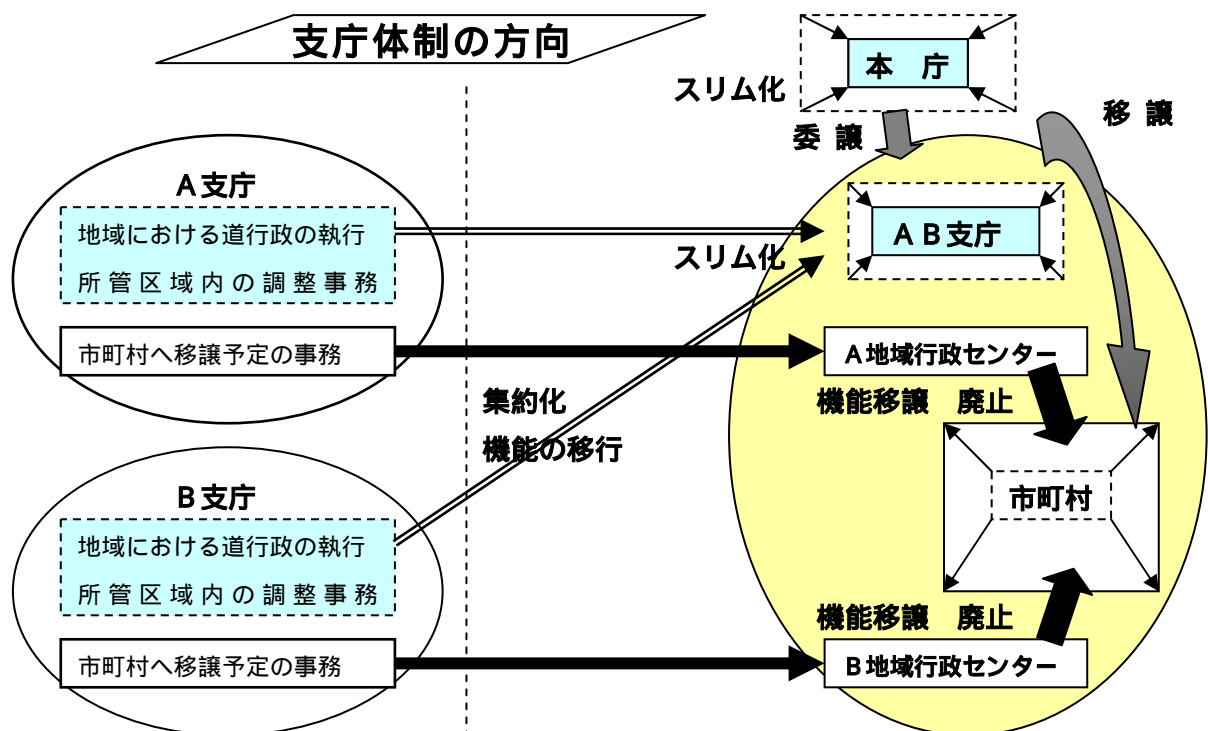
地域行政センター（仮称）

- ・ 過渡的に住民に身近な事務など、市町村へ移譲予定の事務を基本に担う。
- ・ 住民に身近な事務を中心に担うことから、現在の支庁所在地に設置することを基本とする。
- ・ 市町村の体制充実の状況に伴い、道州と基礎自治体の役割分担に基づきセンターの機能は順次市町村に移譲し、最終的にセンターは廃止する。

< 所管する主な事務 >

.....

..... (検討中)



支庁所管区域・支庁庁舎所在地の設定

基本的な考え方

- ・ 地域生活経済圏を基本に支庁の所管区域を再編する。
- ・ 支庁所管区域の設定に当たっては、地域における道行政の継続性などを考慮し、現在の支庁所管区域を分断しないことを基本とする。
- ・ 支庁所管区域等の検討に当たっては、次の事項に留意のうえ設定する。

留意事項

道の地域政策の効果的かつ効率的な展開

一般的な配慮事項

人口や産業・経済活動の状況、住民の活動範囲、交通・通信網等の発達状況などに配慮。

地方分権の進展に伴う配慮事項

市町村合併、市町村への事務・権限移譲の進展等を踏まえた、効果的・効率的な道行政の展開が可能な規模を考慮。

道の政策的な圏域・区域等の状況

第2次保健医療福祉圏、土木現業所の所管区域など、道の政策的な圏域や区域の状況を考慮するとともに、次期長期総合計画との整合性を考慮。

市町村合併の推進に関する構想

今後、道で策定予定の「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」の内容に留意。

簡素で効率的な組織機構等の実現

厳しい財政事情を踏まえ、簡素で効率的な組織機構等の実現に配慮するとともに、コストの抑制に十分配慮。

支庁庁舎所在地の一体的検討

新たな支庁の庁舎所在地の検討は、支庁の所管区域の検討と一体的に実施。

地域の意向等

支庁所管区域の設定等に当たっては、地域の意見などを十分勘案し検討。

本庁から支庁への権限委譲

本庁から支庁への権限委譲の目的

- ・ 市町村合併、道州制の検討、道から市町村への事務・権限の移譲など、地方分権の進展を踏まえ、住民に身近な行政はできる限り住民により近いところで処理することが望ましいという観点から、支庁への権限委譲を行う。
- ・ 本庁・支庁の二層構造による非効率性を改善し、支庁が地域ニーズに柔軟かつ機動的に対応できるようにするため支庁への権限委譲を進める。

本庁から支庁への権限委譲の考え方

道から市町村への事務・権限の移譲を踏まえ、住民に身近なところへの移譲の視点、支庁における事務の完結性の視点、市町村行政の補完の視点から、可能な限り本庁から支庁への権限委譲を推進する。

なお、支庁への権限委譲にあたっては、現下の厳しい財政状況を踏まえ、簡素で効率的な組織機構の実現に配慮する。

【支庁への権限委譲の視点】

・住民に身近なところへの移譲の視点

住民に身近な行政を住民により近いところに移すことにより、住民の利便性の向上を図るとともに、より地域の実情に即した政策を地域主体でつくる。

・支庁における事務の完結性の視点

支庁における事務の完結を図ることより、本庁・支庁の二層構造に伴う事務の非効率性の改善を図るとともに、地域のニーズに柔軟かつ機動的に対応する。

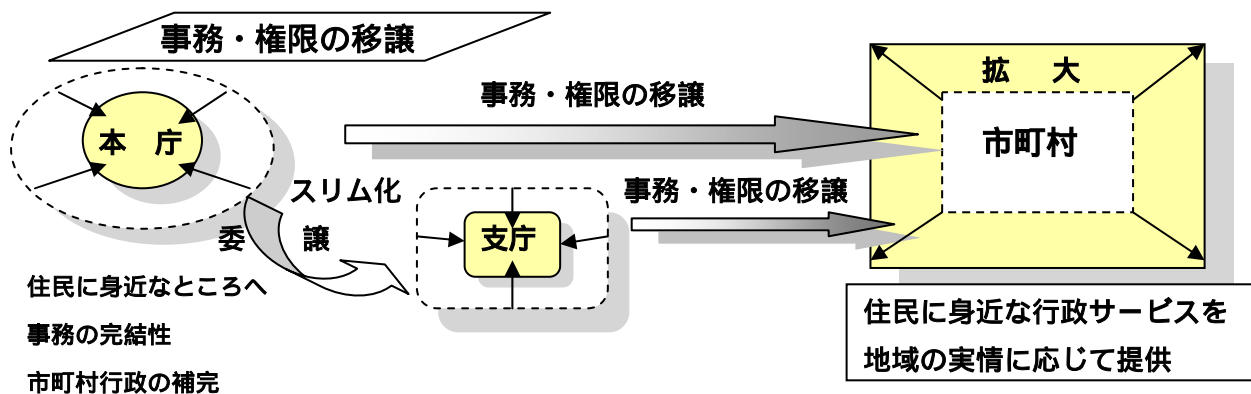
・市町村行政の補完の視点

道と市町村の役割分担をもとに、住民に身近な事務を中心に、道から市町村へ事務・権限の移譲を行うとともに、市町村の体制の事情などから、市町村がすぐに担えないものを過渡的に支庁が担う。

< 権限委譲の主なもの >

.....

..... (検討中)



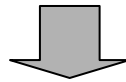
地域主権型社会の下での改革（将来的改革）

道州制の下での道州の出先機関のあり方

道州制の導入、市町村体制の充実などに伴い、道の役割は、大きく変わっていくこととなり、これに対応した改革が必要。

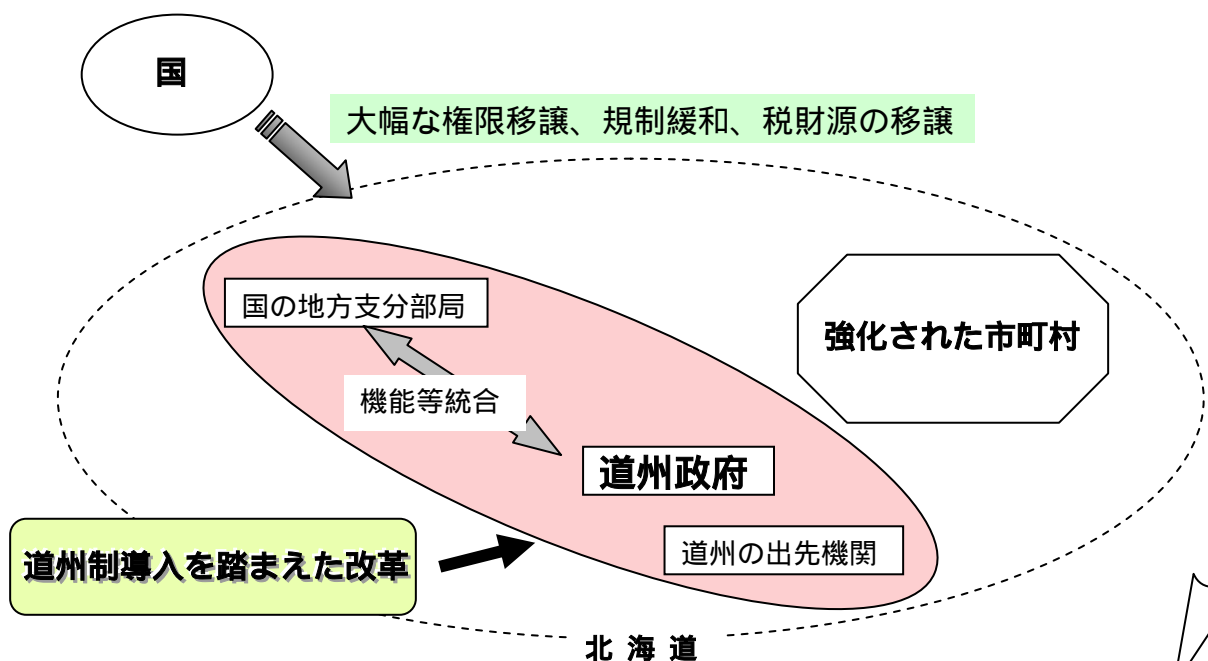
< 更なる地域主権の進展 >

- ・ 国、道州、基礎自治体の役割分担に基づく大幅な権限の移譲
- ・ 国から地方への税財源の移譲
- ・ 国の地方支分部局との機能等統合 等



道州の出先機関

- ・ 広域で多様な地域を有する北海道においては、道州の出先機関が必要。
- ・ 市町村の体制充実に伴い地域における最小限の道州行政の執行を担う出先機関に移行。



5 当面の支庁制度改革のスケジュール(案)

長期的な支庁制度改革の方向性を見据えた、平成16年度から19年度までのスケジュールは、概ね次のとおり

区 分	支 庁 制 度 改 革	道州制の先行実施 市町村への事務・権 限の移譲	市 町 村 合 併
平 成 1 6 年 度	「(仮称)支庁制度改革のプログラム」 の策定 <u>主な内容</u> 長期的な支庁制度改革の方向性等 ・本庁と支庁の役割分担の考え方 ・支庁と地域行政センター(仮称)の機能等の考え方 ・支庁所管区域等の設定の考え方 ・支庁長への権限移譲の考え方 等	事務・権限の移譲方針 の策定	<u>合 併 協 議</u>
平 成 1 7 年 度	プログラムに基づく各改革事項の推進 <u>主な内容</u> ・所管区域の設定の考え方に関する地域説明・地域意見の聴取 ・支庁・地域行政センター(仮称)の機能等の具体的検討 ・支庁長への権限委譲の内容の具体的検討 等	市町村との協議・移譲 への手続き 移譲支障要因の解消 方策検討	合併構想策定準備 合併推進審議会の 設置
平 成 1 8 年 度	プログラムに基づく各改革事項の推進 <u>主な内容</u> ・所管区域案策定、地域説明 ・支庁、地域行政センター(仮称)の具体的な体制等の明示 ・支庁長への権限委譲の検討・実施 等	市町村への事務・権限 移譲の実施	合併構想策定
平 成 1 9 年 度	プログラムに基づく各改革事項の推進 <u>主な内容</u> ・支庁設置条例改正 ・支庁長への権限委譲の検討・実施 等	市町村への事務・権限 移譲の実施	

道州制推進会議の動き（平成16年度）

区 分	日 時	内 容
第7回道州制推進会議	4月 5日	・道州制の先行実施に向けた取組みについて
個別説明	6月上旬	・「道州制特区に向けた提案（第1回）」の提出について ・経済財政諮問会議の状況報告について
個別説明	8月上旬	・「道州制特区に向けた提案（第1回）の具体化について」の提出について
個別説明	10月下旬	・「（仮称）道州制に向けた道から市町村への事務・権限の移譲方針」の策定に向けた考え方について ・道州制特区に関する懇談会（第1回）の開催状況について
個別説明	12月下旬	・「（仮称）道州制に向けた道から市町村への事務・権限の移譲方針」策定の基本的な考え方について ・道州制特区に関する懇談会（第2回）の開催状況について
第8回道州制推進会議	2月17日	・「道州制に向けた道から市町村への事務・権限の移譲方針」（素案）について

『道州制特区』に関する懇談会について

1 開催趣旨

- ・地方分権のモデル的取組みとしてのいわゆる『道州制特区』は、現行の都道府県制を前提としつつ、広域性のメリットを活かした権限移譲・規制緩和を実施することなどにより、国民がその成果を実感することを通じ、道州制に関する国民的な理解や論議が深まる効果を期待するもの。
- ・その第1号として北海道が具体的な提案を行っており、国としてこれを受け止め、その推進の在り方について検討していく必要があることから、北海道が行った提案について議論し、今後の進め方や推進体制等について検討するとともに、「道州制特区」そのものについての在り方や可能性等について幅広く議論することを目的に、竹中大臣を座長とし、関係者を交えた懇談の場を設けることとされた。

2 構成メンバー

氏名	所属等	役職
竹中 平蔵	内閣府特命大臣（経済財政政策）	座長
高橋 はるみ	北海道知事	メンバー
木村 良樹	和歌山県知事	〃
本間 正明	経済財政諮問会議議員	〃
宮脇 淳	北海道大学大学院教授	〃
大田 弘子	内閣府政策統括官（経済財政分析担当）	〃

（事務局：内閣府経済財政運営政策統括官付予算編成基本方針担当参事官室）

3 議論のポイント

- ・『道州制特区』と道州制との関連
- ・『道州制特区』と「地域再生」、「構造改革特区」との関連
- ・域内分権の進め方
- ・国の地方支分部局との機能等統合の今後の進め方
- ・政府における推進体制の在り方
- ・その他

4 開催状況

平成16年10月26日（火） 第1回懇談会開催

【議事内容】

- ・『道州制特区』と道州制との関連
- ・『道州制特区』と「地域再生」、「構造改革特区」との関連

平成16年12月20日（月） 第2回懇談会開催

【議事内容】

- ・域内分権の進め方
- ・国の地方支分部局との機能等統合の今後の進め方
- ・政府における推進体制の在り方
- ・その他

議事の概要は、別紙のとおり